

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税及び保険料の納付管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿沼市は、地方税及び保険料の納付管理に関する事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

栃木県鹿沼市長

## 公表日

令和4年2月18日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税及び保険料の納付管理に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、 個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報の消込及び管理、過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会 ②納付書等の返戻
③システムの名称	収納消込システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
納付情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第1項、別表第一の第16,30,59,68,94項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 番号法第19条8号、別表第二の27,28,82,94,116の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」 第20,21条  【情報照会の根拠】 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	行政経営部納税課納税管理係
②所属長の役職名	納税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	行政経営部納税課納税管理係 0289-63-2116

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年10月25日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年10月25日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一の第2,16,17,24,30,59,68項	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条第1項、別表第一の第2,16,17,24,30,59,68項	事後	
平成29年7月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条7号、別表第二の1,27,28,29,42,44,45,46,94,95の項	【情報提供の根拠】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」番号法第19条7号、別表第二の1,27,28,29,42,44,45,46,94,95の項  【情報照会の根拠】 なし	事後	
平成29年7月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成26年11月20日 時点	平成29年7月5日 時点	事後	
平成29年7月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成26年11月20日 時点	平成29年7月5日 時点	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻	地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報の消込及び管理、過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会 ②納付書等の返戻	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条第1項、別表第一の第2,16,17,24,30,59,68項	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条第1項、別表第一の第16項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」第16条1号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<p>【情報提供の根拠】  「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」  番号法第19条7号、別表第二の1,27,28,29,42,44,45,46,94,95の項</p> <p>【情報照会の根拠】  なし</p>	<p>【情報提供の根拠】  「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」  番号法第19条7号、別表第二の27,28の項  「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」  第20,21条</p> <p>【情報照会の根拠】  なし</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署①部署	財務部納税課納税管理係・納税推進係	財務部納税課納税管理係	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問	財務部納税課納税管理係・納税推進係 0289-63-2116・2114	財務部納税課納税管理係 0289-63-2116	事後	
平成31年3月22日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	1万人以上10万人未満 平成29年7月5日	10万人以上30万人未満 平成31年2月8日 時点	事後	
平成31年3月22日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数いつ時点の計数か	平成29年7月5日 時点	平成31年1月22日 時点	事後	
平成31年3月22日	IV リスク対策	なし	新規記入	事後	
令和2年7月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課総務係 0289-63-2138	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	事後	
令和2年7月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年2月8日 時点	令和2年7月17日 時点	事後	
令和2年7月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数いつ時点の計数か	平成31年2月8日 時点	令和2年7月17日 時点	事後	
令和3年10月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 番号法第19条7号、別表第二の27.28の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」 第20.21条	【情報提供の根拠】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 番号法第19条8号、別表第二の27.28の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」 第20.21条	事後	
令和3年10月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	財務部納税課納税管理係	行政経営部納税課納税管理係	事後	
令和3年10月25日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課総務係 0289-63-2138	総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138	事後	
令和3年10月25日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	財務部納税課納税管理係 0289-63-2116	行政経営部納税課納税管理係 0289-63-2116	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	10万人以上30万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和3年10月25日	II しきい値判断項目 .1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年7月17日 時点	令和3年10月25日 時点	事後	
令和3年10月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年7月17日 時点	令和3年10月25日 時点	事後	
令和4年2月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法等の規定に則り、 個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報の消込及び管理、過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会 ②納付書等の返戻	地方税法等の規定に則り、 個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料、子ども・子育て支援の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会 ②納付書等の返戻 ③口座情報の管理、異動、照会	事前	
令和4年2月16日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第1項、別表第一の第16の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」 第16条	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第1項、別表第一の第16,30,59,68,94項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」 第16条	事前	



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】            「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」            番号法第19条8号、別表第二の27,28の項            「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」            第20,21条</p> <p>【情報照会の根拠】            なし</p>	<p>【情報提供の根拠】            「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」            番号法第19条8号、別表第二の27,28,82,94,116の項            「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」            第20,21条</p> <p>【情報照会の根拠】            なし</p>	事前	